

**報告第10号**

住民アンケート調査結果について

住民アンケート調査結果について次のとおり報告する。

平成15年11月28日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会  
会長 石川 光 男

# 新市のまちづくりのための 住民アンケート調査結果

新市建設計画の策定にあたり、新市における住民の行政やまちづくりに対する意向・要望・ニーズ等を把握するため、平成15年9月17日～9月29日の間で住民の皆様(15歳以上の3,100人)に御協力を頂き、郵送によるアンケート調査を実施しました。

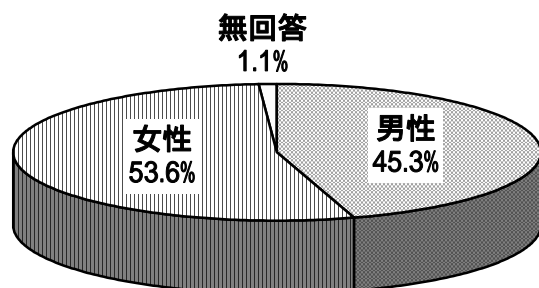
調査票の配布・回収の状況は次の通りです。

(単位：人)

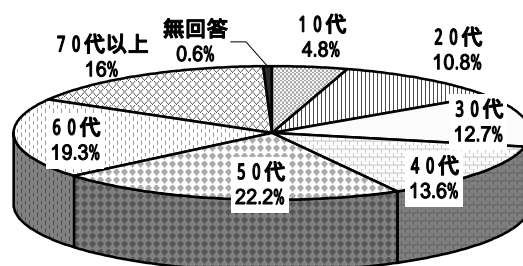
	総数	天王町	昭和町	飯田川町	無回答
発送(構成比)	3,100	1,900(61.3%)	760(24.5%)	440(14.2%)	
回収	1,384	796	358	227	3
回収率	44.6%	41.9%	47.1%	51.6%	

## 回答者の内訳

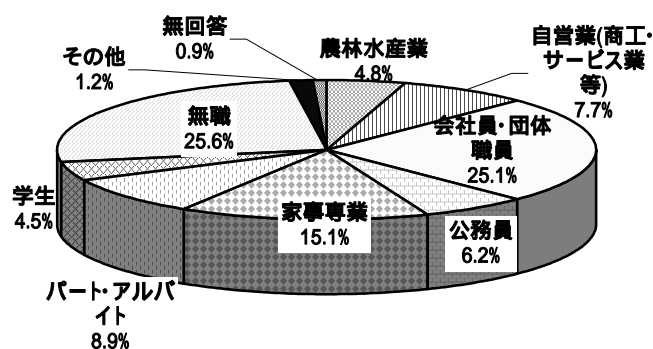
### 【性別】



### 【年齢】



### 【職業】



## 公共施設の利用状況

### 施設の利用経験率

公民館・分館、公園・広場、体育館・武道館等、文教・スポーツ関連の施設と児童福祉関連の施設の利用が比較的多いと言えます。

順位	施設	利用率(%)
1	公民館・分館	42.6
2	公園・広場	34.0
3	体育館・武道館	30.8
4	図書館(室)	27.4
5	野球場・多目的運動広場	23.5
6	幼稚園・保育所	23.3
7	児童館・地区児童館	23.2
8	保健センター	21.7
9	その他集会施設等	20.9
10	グラウンドゴルフ場	19.4
11	陸上競技場	16.5
12	プール	14.1
13	斎場	14.0

順位	施設	利用率(%)
14	勤労青少年ホーム	11.3
15	美術館・資料館	8.6
16	老人憩いの家	7.4
17	テニスコート	5.5
18	墓地公園	5.2
19	福祉センター	5.0
20	公営住宅	3.0
21	デイサービスセンター	2.4
22	老人保健施設	2.2
23	在宅介護支援センター	2.2
24	屋内ゲートボール場	2.0
25	訪問看護ステーション	1.4

### 未利用者の今後の利用意向

現在も比較的利用の進んでいる施設に加え、福祉センター等高齢者福祉に絡む諸施設への利用意向が比較的強く現れており、高齢化が一段と進んで行く今後は高齢者福祉施設へのニーズが非常に高いことがうかがえます。

順位	施設	今後利用したい(%)	利用するつもりはない(%)
1	公園・広場	73.3	26.7
2	図書館(室)	70.1	29.9
3	保健センター	66.4	33.6
4	福祉センター	65.6	34.4
5	在宅介護支援センター	65.5	34.5
6	老人保健施設	65.1	34.9
7	デイサービスセンター	65.0	35.0
8	訪問看護ステーション	63.6	36.4
9	美術館・資料館	62.2	37.8
10	公民館・分館	59.1	40.9
11	斎場	58.4	41.6
12	体育館・武道館	58.0	42.0
13	グラウンドゴルフ場	57.4	42.6
14	野球場・多目的運動広場	57.0	43.0
15	その他集会施設等	54.7	45.3
16	老人憩いの家	53.7	46.3

順位	施設	今後利用したい(%)	利用するつもりはない(%)
17	プール	49.1	50.9
18	陸上競技場	45.8	54.3
19	屋内ゲートボール場	45.4	54.6
20	テニスコート	44.2	55.8
21	児童館・地区児童館	41.0	59.0
22	幼稚園・保育所	38.4	61.6
23	勤労青少年ホーム	37.7	62.3
24	墓地公園	37.6	62.4
25	公営住宅	20.2	79.8

## 各施設の利用頻度

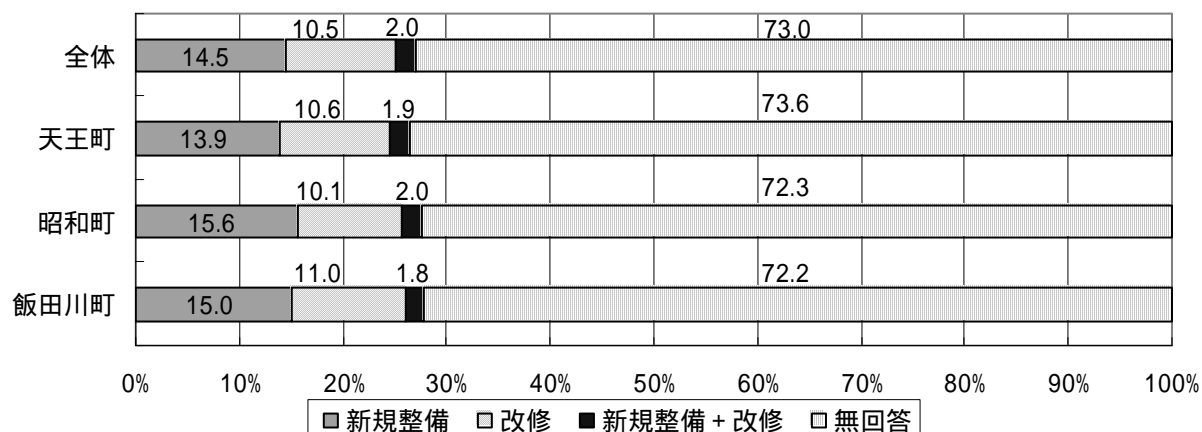
毎日利用する施設は、幼稚園・保育所、公営住宅といった、必ず毎日利用する施設が上位に並びますが、週に一度以上になると、公民館・分館、体育館・武道館、図書館といった集会施設や社会教育施設が上がってきます。

高齢者福祉関連の施設は全体的に見て利用者数が少なくなっています。

順位	毎日		週に1度以上(累計)		月に1度以上(累計)		年に1度以上(累計)	
	施設	(人)	施設	(人)	施設	(人)	施設	(人)
1	幼稚園・保育所	77	幼稚園・保育所	78	公園・広場	143	公民館・分館	400
2	公園・広場	28	公園・広場	62	公民館・分館	134	公園・広場	331
3	公営住宅	14	体育館・武道館	38	図書館(室)	116	図書館(室)	281
4	保健センター	9	公民館・分館	34	幼稚園・保育所	83	体育館・武道館	255
5	児童館・地区児童館	8	図書館(室)	25	その他集会施設等	68	保健センター	219
6	グラウンドゴルフ場	8	勤労青少年ホーム	24	児童館・地区児童館	65	その他集会施設等	202
7	体育館・武道館	8	児童館・地区児童館	23	体育館・武道館	65	児童館・地区児童館	191
8	陸上競技場	6	グラウンドゴルフ場	21	保健センター	55	野球場・多目的運動広場	187
9	図書館(室)	5	保健センター	20	野球場・多目的運動広場	46	グラウンドゴルフ場	168
10	野球場・多目的運動広場	5	野球場・多目的運動広場	18	グラウンドゴルフ場	45	陸上競技場	121
11	デイサービスセンター	4	デイサービスセンター	16	勤労青少年ホーム	34	幼稚園・保育所	103
12	福祉センター	4	その他集会施設等	16	陸上競技場	28	勤労青少年ホーム	91
13	勤労青少年ホーム	4	公営住宅	14	デイサービスセンター	19	プール	67
14	公民館・分館	4	陸上競技場	13	福祉センター	17	美術館・資料館	59
15	老人保健施設	3	在宅介護支援センター	8	プール	17	老人憩いの家	56
16	在宅介護支援センター	3	プール	8	老人憩いの家	16	福祉センター	46
17	老人憩いの家	3	老人保健施設	6	公営住宅	15	墓地公園	41
18	その他集会施設等	3	訪問看護ステーション	6	老人保健施設	12	テニスコート	30
19	訪問看護ステーション	2	福祉センター	5	在宅介護支援センター	12	デイサービスセンター	22
20	墓地公園	2	老人憩いの家	4	訪問看護ステーション	10	在宅介護支援センター	19
21	プール	2	墓地公園	3	美術館・資料館	10	老人保健施設	18
22	屋内ゲートボール場	1	テニスコート	3	テニスコート	8	公営住宅	16
23	テニスコート	1	美術館・資料館	2	屋内ゲートボール場	6	屋内ゲートボール場	14
24	斎場	0	屋内ゲートボール場	2	墓地公園	5	斎場	13
25	美術館・資料館	0	斎場	0	斎場	3	訪問看護ステーション	11

## 新規整備や改修等の希望

無回答が全体の 73.0%を占め、特に具体的な希望がないのが大勢ですが、希望する内容は多岐に渡っています。



### 【レジャー関連】

- 高齢者から若者・子どもまで広くレジャーが楽しめる場への要望が多くなっています。
- 公園や広場は施設増設等の機能拡充や美化等が求められ、温泉の新設や宿泊施設の設置についてのニーズも少なくありません。
- 若者はアミューズメント施設や、買物の楽しめるところを要望する回答が多々見られます。

### 【スポーツ施設】

- 体育館やトレーニング施設、プール、屋外競技場に関するものが中心となっており、各町で新設・改修に関する要望が多く挙がっています。
- 体育館は雨漏り対策や観覧席の設置といった要望が挙げられています。
- トレーニング機器の充実を求める声も見られます。
- プールは、屋内化と温水化へのニーズがありました。
- 屋外の各種競技場は、サッカーやラグビー等の競技ができるグラウンドの新設以外は、改修要望が中心です。特に、老朽化が進む野球場への指摘が見られます。
- 飯田川町では高齢者層を中心に、グラウンドゴルフ場の新設要望が多く見られました。

### 【コミュニティ施設】

- 公民館、分館、コミュニティセンター等の新設・改修（トイレ、流し等含む）の要望が強く寄せられています。
- 交流機能と多目的化が主たる要望となっています。世代間や高齢者の交流の促進、音響設備の向上や防音設備の強化を求めるものもありました。

### 【文化・学習関連】

- 音楽・芸術等が一体的に利用できる施設として文化会館の新設が強くよせられています。
- 蔵書の充実や図書検索を含めた図書館の整備拡充が求められており、特に飯田川町では図書館新設の要望が多くなっています。
- 美術館や資料館等の整備、パソコンを利用できる環境や、講習の機会を増やして欲しいと言った声も多く見られました。

### 【子ども関連】

- 30代前後を中心に子育てに関連した意見が多く寄せられ、子どもが安心して遊べる施設として児童館、公園の設置、共働きの親等からは託児所や保育園、学童保育の要望が多く出ています。
- 保育園は、受入れ枠拡大、24時間化、0才児受入れを求める声が見られます。
- 地区児童館や幼稚園の改築や改装の意見が複数見られます。

### 【保健医療福祉関連】

- 高齢者福祉に関するものが大多数で、高齢者や壮年層を中心に老人ホームや老人保健施設の建設ニーズが非常に強く、各種介護支援サービスを要望する声もあります。老人憩いの家の改修(トイレ等)要望も複数見られました。
- 高齢者福祉以外では、障害者支援施設、斎場、墓地の建設が求められています。

### 【社会インフラ基盤・公共交通等】

- 公共交通網の整備、プレジャーボートの係留施設、下水道、情報通信基盤(ケーブルテレビや携帯電話の通話エリア拡大)と多岐にわたっていますが、特に道路に関するものが多くなっています。3町間の連絡機能の強化や既存の道路を改修し、路面にできた穴をふさぎ、歩行者や車椅子の方が利用しやすい道づくりを求める声が見られます。
- 駅舎と駅前広場の改修への要望も寄せられています。

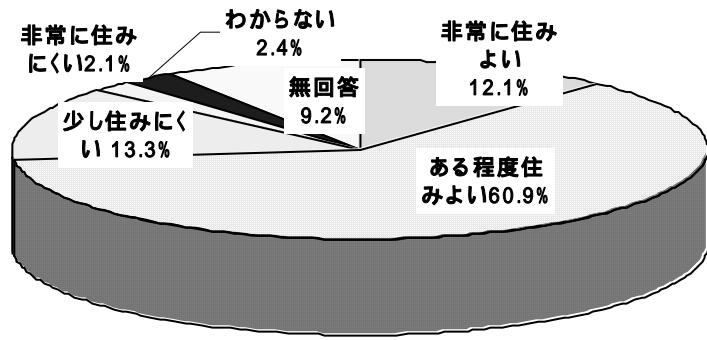
### 【その他】

- 町営住宅の改修や、ごみ置き場の管理強化(カラス対策等)、就職支援施設(ハローワーク等)等が挙げられています。
- 天王町の住民からは、役場庁舎の改築あるいは新設と、駐車場が確保できる立地への移転等が求められています。
- 役場に関しては、身近な存在としての信頼もあり、新市移行後も支所を身近な場所に設置して欲しいとする声や、電話による行政相談対応の強化を求める意見も見られます。
- その他、防災無線の改善要望も複数ありました。

# 生活環境についての評価

## 全体的な住みよさ

現在の生活環境について、全体的には住みよきと感じる住民が多く、一定の評価がされています。



## 項目ごとの暮らしやすさ

住環境(空気のすがすがしさやまちの静けさ)や、生活環境(下水道の整備、住宅、上下水道、ごみ処理)等で満足している人が多くなっています。

就職の機会、中心商店街のショッピングの楽しさや観光・商業の振興等産業・労働環境に対する不満や不安が高まっているものと見られます。

順位	「満足」の回答率(上位20項目)			「満足」+「どちらかと言えば満足」の回答率(上位20項目)		
	項目	分野	%	項目	分野	%
1	空気のすがすがしさ	住環境	26.7	空気のすがすがしさ	住環境	53.7
2	下水道の整備	生活環境	19.3	まちの静けさ	住環境	41.0
3	住んでいる住宅	生活環境	18.4	住んでいる住宅	生活環境	38.0
4	まちの静けさ	住環境	18.4	下水道の整備	生活環境	36.9
5	上下水道の整備	生活環境	17.9	上下水道の整備	生活環境	35.3
6	ごみ収集・処理	生活環境	12.7	ごみ収集・処理	生活環境	29.6
7	道路の整備	道路・交通	11.3	道路の整備	道路・交通	27.4
8	雨水のよけ具合	生活環境	11.1	広報誌等の広報活動	行政	25.1
9	広報誌等の広報活動	行政	9.5	雨水のよけ具合	生活環境	23.0
10	鉄道利用の便と路線網	道路・交通	9.2	健診・相談・健康講座等日常の保健活動	保健・医療・福祉	21.2
11	病院や入院への行きやすさ	保健・医療・福祉	7.6	病院や入院への行きやすさ	保健・医療・福祉	20.5
12	健診・相談・健康講座等日常の保健活動	保健・医療・福祉	7.2	鉄道利用の便と路線網	道路・交通	20.4
13	バスの便と路線網	道路・交通	7.1	社会教育施設やスポーツ・レクリエーション施設	教育・文化	20.3
14	役場等の利用しやすさ	行政	6.9	役場等の利用しやすさ	行政	19.5
15	社会教育施設やスポーツ・レクリエーション施設	教育・文化	6.6	道路や公園等まちの清潔さ	住環境	19.1

順位	「不満足」の回答率(上位20項目)			「不満足」+「どちらかと言えば不満足」の回答率(上位20項目)		
	項目	分野	%	項目	分野	%
1	就職の機会	その他	37.2	就職の機会	その他	60.2
2	中心商店街のショッピングの楽しさ	その他	26.8	夜道の安全さ等防犯	生活環境	50.3
3	夜道の安全さ等防犯	生活環境	21.9	中心商店街のショッピングの楽しさ	その他	49.6
4	観光の振興	産業	20.4	歩道・ガードレール等の交通安全	道路・交通	43.4
5	歩道・ガードレール等の交通安全	道路・交通	19.7	観光の振興	産業	42.8
6	商業の振興	産業	16.9	商業の振興	産業	39.2
7	バスの便と路線網	道路・交通	16.1	公園・子供の遊び場	生活環境	35.3
8	雨水のよけ具合	生活環境	15.9	雨水のよけ具合	生活環境	33.1
9	公園・子供の遊び場	生活環境	13.3	バスの便と路線網	道路・交通	32.7
10	鉄道利用の便と路線網	道路・交通	12.7	工業の振興	産業	32.6
11	工業の振興	産業	12.6	道路や公園等まちの清潔さ	住環境	30.0
12	下水道の整備	生活環境	11.6	食料品等日用品の買い物利便さ	その他	29.2
13	身近な医療施設の医療水準	保健・医療・福祉	10.4	鉄道利用の便と路線網	道路・交通	28.5
14	行政と住民の対話	行政	10.3	夜間・休日等の救急医療体制	保健・医療・福祉	28.3
15	食料品等日用品の買い物利便さ	その他	10.3	行政と住民の対話	行政	27.2

## 優先的に取り組むべき施策

### 最優先に挙げられた施策

最も多かったのは、「保健・医療の充実」であり、次いで道路、上下水道等のインフラ整備、行財政改革、自然環境保全、産業振興が比較的重要視すべき施策として捉えられています。

順位	施策	(%)
1	保健・医療の充実	10.5
2	道路の整備	7.7
3	上下水道の整備	6.6
4	行財政運営の効率化	6.6
5	自然環境の保全	6.2
6	子育て支援の充実	6.1
7	社会福祉の充実	5.2
8	商工業の振興	5.2
9	地域福祉の充実	4.2
10	幼児・学校教育の充実	3.8
11	住環境の整備	3.7
12	農林水産業の振興	3.5
13	消防・防災・交通安全の推進	2.7
14	市街地の整備	2.5
15	公共交通の充実	2.4
16	住民組織と行政との関係の再構築	2.4

順位	施策	(%)
17	公園・緑地の整備	2.1
18	起業の促進・支援	2.1
19	衛生環境の整備	1.9
20	観光・レクリエーションの振興	1.8
21	文化・スポーツの振興	1.2
22	地域コミュニティの推進	0.9
23	生涯学習の推進	0.6
24	保険事業の充実	0.5
25	情報化の推進	0.5
26	男女共同参画社会の形成	0.4
27	市民活動の促進	0.4
28	地域間・国際交流の推進	0.1
	その他	0.2
	わからない	3.0
	無回答	5.1

### 全体として

全体的に保健・医療・福祉分野を重視している割合が高いようですが、同時に、保健・医療に次いで行財政運営が取り上げられていることから、多くの住民が行政の取り組みに対して厳しい見方をしていると考えられます。

合計(1位 2位 3位として挙げられたものの合算)					
順位	項目	(%)	順位	項目	(%)
1	保健・医療の充実	25.4	17	文化・スポーツの振興	6.9
2	行財政運営の効率化	18.3	18	公共交通の充実	6.3
3	社会福祉の充実	17.2	19	公園・緑地の整備	6.3
4	子育て支援の充実	16.8	20	地域コミュニティの推進	6.3
5	幼児・学校教育の充実	16.0	21	衛生環境の整備	6.2
6	商工業の振興	15.5	22	生涯学習の推進	5.8
7	道路の整備	15.0	23	情報化の推進	5.8
8	自然環境の保全	12.1	24	市街地の整備	5.4
9	上下水道の整備	11.8	25	市民活動の促進	3.2
10	地域福祉の充実	11.0	26	保険事業の充実	2.7
11	住民組織と行政との関係の再構築	10.8	27	男女共同参画社会の形成	2.2
12	起業の促進・支援	9.7	28	地域間・国際交流の推進	1.3
13	観光・レクリエーションの振興	8.8		その他	0.8
14	農林水産業の振興	8.4		わからない	5.3
15	住環境の整備	8.2		無回答	5.1
16	消防・防災・交通安全の推進	7.7			

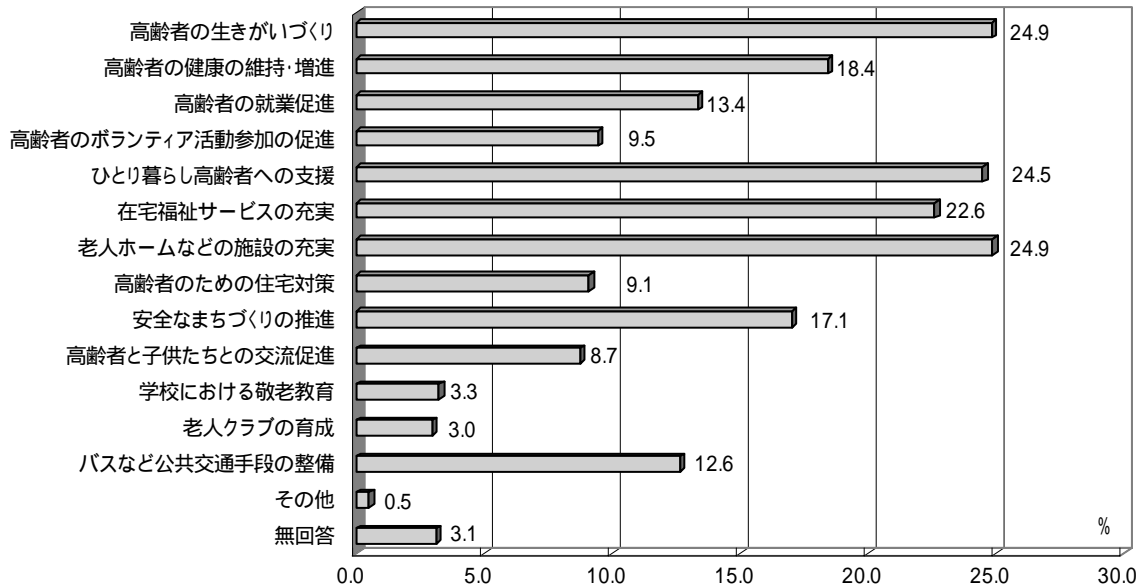


## 分野毎の重要課題

### 高齢社会

「高齢者の生きがいづくり」「老人ホームや施設の充実」が最も高く、以下「ひとり暮らし高齢者への支援」、「在宅福祉サービスの充実」が続いています。

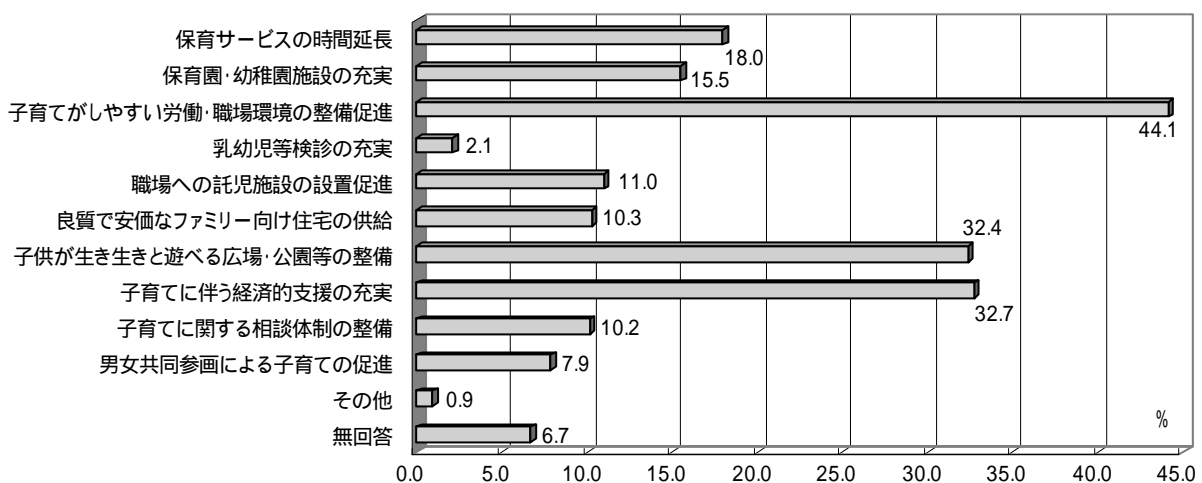
60代・70代では、他の年齢層に比べて「高齢者の生きがいづくり」や「高齢者の健康の維持・増進」を重視する人が多くなっています。



### 子育て支援

子育て支援では、「子育てがしやすい労働環境・職場環境の整備促進」が最も重視され、次いで「子育てに伴う経済的支援の充実」、「子供が生き生きと遊べる広場・公園等の整備」となっており、これら3項目が他に比べて圧倒的に多くの人々が重要視しています。

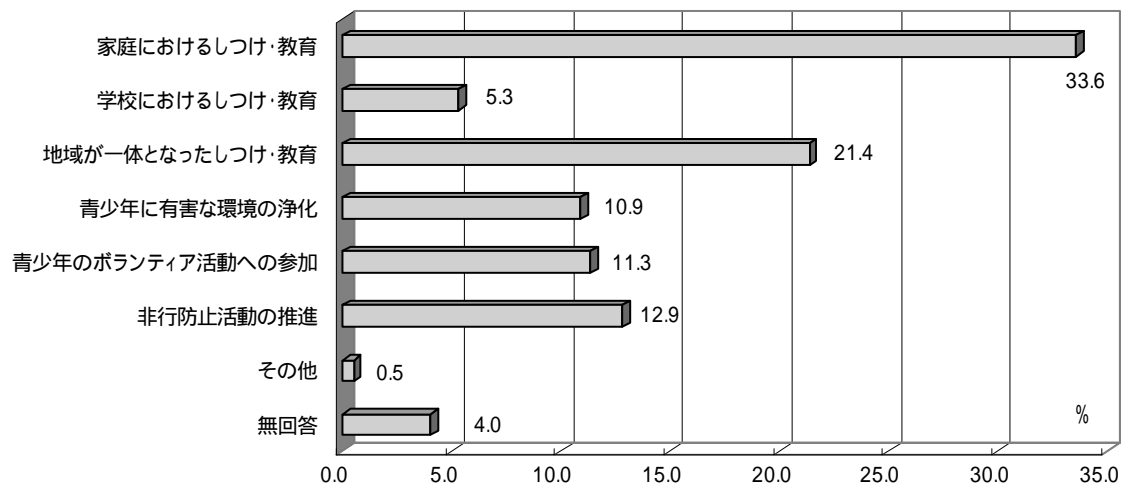
子育てが始まる20・30代は経済的支援を最も必要としています。



## 青少年育成

青少年育成については、「家庭におけるしつけ・教育」が最も多く、次いで「地域が一体となったしつけ」となっており、学校への依存は低くなっています。

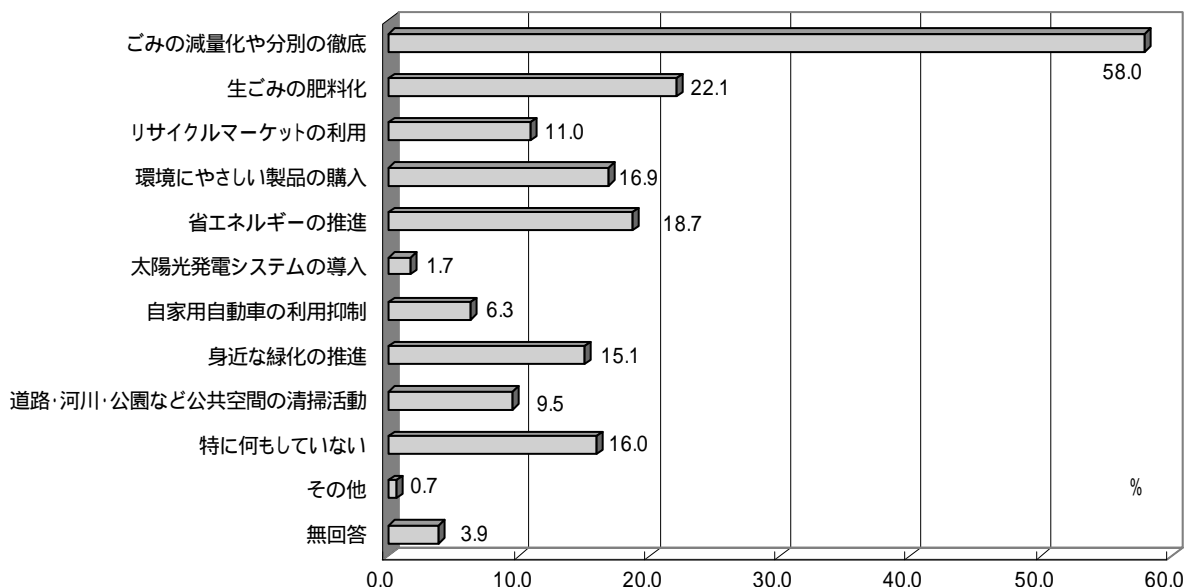
10代の回答では、「家庭によるしつけ・教育」という答えは比較的低く、「非行防止活動の推進」、「青少年に有害な環境の浄化」等、どちらかと言えば行政や社会の役割に期待する傾向が出ています。



## 環境保護

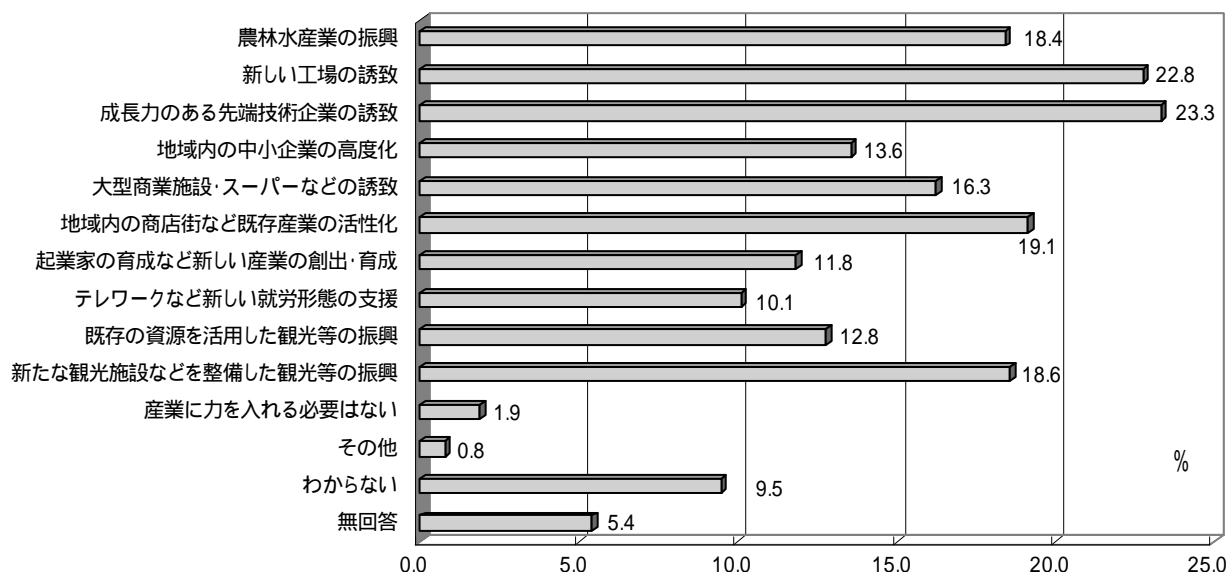
「ごみの減量化や分別の徹底」が群を抜いており、6割弱という値になっています。次いで「生ごみの肥料化」と「省エネルギーの推進」が続いています。

20代・30代はリサイクルマーケットを他の年齢層より強い利用意向を示している他、50代は緑化の推進を重要視しています。



## 産業振興

産業振興では、「成長力のある先端技術企業の誘致」が最も多く、次いで「新しい工場の誘致」、「地域内の商店街など既存商業の活性化」、「新たな観光施設などを整備した観光等の振興」、「農林水産業の振興」となっています。



## 住民参画のあり方

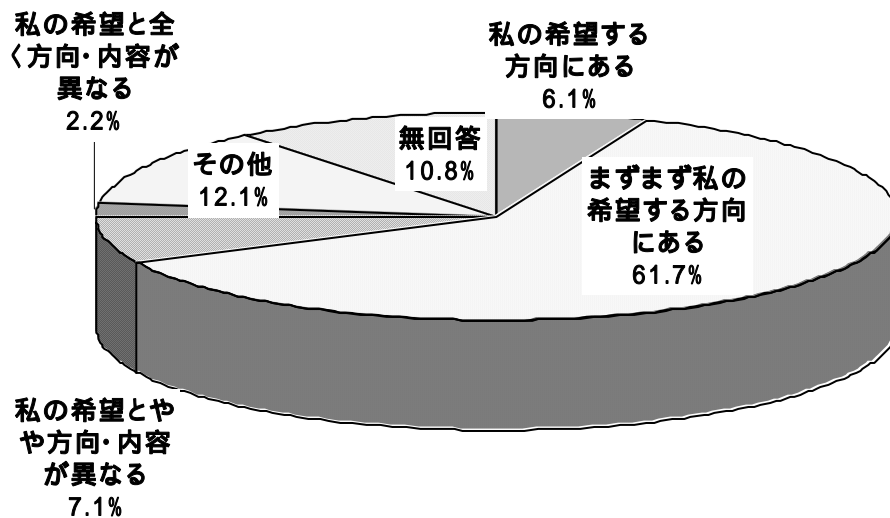
ごみの減量とリサイクル、児童・青少年の健全育成、公園・道路・河川などの清掃等は住民主体で取り組むべきと考える住民が多くなっています。

バリアフリー等まちづくり活動や施設管理・運営については、行政主体で取り組むことが望まれているようです。



## 新市将来構想への期待

全体の約7割は前向きに評価しているものと言えます。



## 新市のまちづくりを進めていくにあたっての意見・要望

合計 576 件(記入率 41.6%)にのぼる意見・要望が寄せられました。

### 合併のあり方、進め方等について

- 合併に向けた協議が住民の目線で住民のために尽くされ、合併に伴い生じる様々な壁を乗り越えて、よりよい結果が生まれることを多くの住民が願っています。
- 一方、現在のままでよいといった考えや、身近な問題を解決することが先決という理由、他の合併の枠組の可能性等から、今回の合併への反対意見もありました。
- 合併することは是認しつつも、3町の融和、地域エゴ、一部の地域の切り捨てや偏重、住民サービスの低下等への不安を訴える意見もありました。
- 合併を進めるにあたっては、町と住民とのコミュニケーションが不可欠と考えている回答も多く見られます。一部の住民からは「今回の合併において住民の意見があまり反映されていない」といった不満もありました。
- 新市将来構想には、期待する声もあるものの、具体性や効果、実現可能性への不安・不満も出ています。
- 3町の住民間の融和も重視されており、中には合併前のイベントの実施(例えば、合同成人式やスポーツ大会等)を提案しているものもあります。
- 合併後の新市の名称や新市庁舎についての意見も多くありました。
- 合併の枠組について他の案(秋田市や湖東地域との関係を重視するもの)を示すものもあり、近い将来の再合併を想定している人もいました。

## まちづくりのあり方

- 若者が定住しやすいまちづくりと、高齢者が暮らしやすいまちづくりという声が多くなっています。
- 若者にとって魅力的な施設のサービス、生活上の利便性向上策が必要という意見が多く見受けられます。具体的な意見として最も多いのが雇用の場の創出・確保でした。
- 高齢者の暮らしでは、年金や介護、医療等の各種福祉サービスの充実と、老後の生きがいづくりを支援することが高齢者から寄せられています。
- これからの子供たちに対して、夢や希望をもつことのできる地域社会と、安全にすくすくと育つことのできる環境づくりも求められています。
- 全体として「住んでよかった」「住みやすい」まちづくりが最も多くの意見です。その中で、地域特性や、これまでの町のよさを活かすことが重要視されており、自然環境を守り、古きよきものを保存していくこと等が大切なものとして考えられています。
- 秋田市の近郊としての立地上の特性を地域の活性化につなげていく提言もありました。

## 文教・福祉政策等、住民生活環境について

- 福祉では、全体的に高齢者福祉に関する要望・意見が多くなっています。
- 医療費、介護保険料、国民健康保険税等に対する要望も多くありました。
- 保育サービス等共働き家庭への行政による支援、妊婦検診等少子化対策への積極的対応も求められています。飯田川町住民からは保育料値上がりへの懸念も見られました。
- 買物における不便を訴える人が多く、スーパー等、都市型のサービス・商業施設を誘致すべきとの声が多く寄せられています。
- ごみ袋が高い、分別回収が徹底されていないことへの苦情、町のごみ回収が非効率、ごみ袋に名前を書く事はプライバシー上問題がある等と、ごみに関し多様な問題が提起されている他、飲み水の苦情もありました。
- 気象条件から、除雪対策を行政に要望するものも少なくありません。
- 安全へのニーズも高く、特に、小学生の通学等における安全確保等が求められています。

## 公共施設や生活基盤について

- 文教施設ではグラウンド、体育施設、図書館、コミュニティ施設等、福祉では保育所や高齢者施設、総合病院等多様な要望があるようです。また、施設運営のあり方として使用方法や料金体系等の提言がありました。
- 公共交通の整備に多様な意見が出ました。新市は鉄道路線が異なり移動が不便なため、3町の公共施設や各地域を巡回するバス路線の整備を求める声の他、鉄道とバスとの連絡の改善を求める意見もありました。
- 幹線道路から生活道路、新市の各地区間を結ぶ道路の新設や拡幅が求められる一方、道路の補修に関する意見も多く出ています。
- 中途半端なハコモノではなく、きちんとした施設をひとつ設置し、また施設が一定の地域に偏らないように等、公共施設整備のあり方についても提言されています。

## **産業振興・雇用拡大**

- 地域経済や社会の活性化のためにも、若者の働く場の確保が急務であると言う認識が広くなされています。若者に限らず、中高年の雇用機会創出についての要望も多く見られます。
- 雇用拡大には、工場誘致や農林水産業の振興といった意見も見られますが、観光産業に着目したものが多くなっています。

## **行政サービスのあり方、行政改革等**

- 住民の多くがスリムな行政ときめ細かいサービスの両方を求めています。税金を引き下げ、かつ住民へのサービスの低下を招かないような効率的な財政運営、無駄な事業の見直しによる経費削減、施設の統廃合等の意見がある他、民間委託の活用といったものもあります。
- 職員や議員の削減要望も多い他、職員の能力向上や意識改革を求めるものも見られます。
- 窓口対応については、苦情や相談を受け付ける窓口の設置を求める意見もありました。
- 土日のサービス提供や、分館・支所の活用・行政手続等、きめ細かな行政サービスを期待する向きが少なくありません。

**協議第9号** 《継続協議》

新市の名称について（名称の決定方法の確認）

新市の名称決定方法の確認について、次のとおり提案する。

平成15年 8月 8日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会  
会長 石川 光 男

新市の名称については、公募を行ったうえで小委員会において候補を絞り込み、合併協議会で決定する。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 3

協議事項	新市の名称について（名称の決定方法の確認）	関係項目	
調整の内容	新市の名称については、公募を行ったうえで小委員会において候補を絞り込み、合併協議会で決定する。		
任意協議会の調整素案			

新市の名称 説明資料																					
区分	内容																				
1. 新市名称選定（案）	<p>法定協議会で新市名称募集要項を策定し、公募する。                      選定小委員会を設置し、選定小委員会において審査基準を定め、公募作品を10作品の候補に絞り込む。                      法定協議会において10作品の中から新市名称を決定する。</p>																				
2. 新市名称の公募（案）	<table border="1"> <tr> <td>選定小委員会の設置</td> <td>設 置 す る</td> </tr> <tr> <td>募集要項等の制定</td> <td>制 定 す る</td> </tr> <tr> <td>周知方法</td> <td>・協議会だより ・広報 ・ホームページ</td> </tr> <tr> <td>応募方法</td> <td>・応募用紙 ・官製はがき ・電子メール ・ファックス</td> </tr> <tr> <td>応募資格</td> <td>・3町の居住者・3町の出身者・対象は小学生以上</td> </tr> <tr> <td>応募の記載内容</td> <td>・新市の名称・提案理由・住所・氏名・年齢・性別・電話番号・3町の出身者は出身地の町名</td> </tr> <tr> <td>応募基準</td> <td>                     全国の市町村名に無い名称                      3町の名称使用について                      （案1）3町の名称は使用しない （案2）組合せでは使用できる〔1字・2字・3字〕                      （案3）3町の名称は使用できる                      地理的にイメージできる名称 特徴を表す名称 歴史・文化にちなんだ名称 合併を記念した名称                      その他新市としてふさわしい名称                 </td> </tr> <tr> <td>懸賞</td> <td>・名付け親賞1人（5万円相当） ・その他の賞 数人（図書券等）</td> </tr> <tr> <td>募集期間</td> <td>・平成 年 月 日～ 月 日（ヶ月間）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>・1人につき1点のみの応募</td> </tr> </table>	選定小委員会の設置	設 置 す る	募集要項等の制定	制 定 す る	周知方法	・協議会だより ・広報 ・ホームページ	応募方法	・応募用紙 ・官製はがき ・電子メール ・ファックス	応募資格	・3町の居住者・3町の出身者・対象は小学生以上	応募の記載内容	・新市の名称・提案理由・住所・氏名・年齢・性別・電話番号・3町の出身者は出身地の町名	応募基準	全国の市町村名に無い名称 3町の名称使用について （案1）3町の名称は使用しない （案2）組合せでは使用できる〔1字・2字・3字〕 （案3）3町の名称は使用できる 地理的にイメージできる名称 特徴を表す名称 歴史・文化にちなんだ名称 合併を記念した名称 その他新市としてふさわしい名称	懸賞	・名付け親賞1人（5万円相当） ・その他の賞 数人（図書券等）	募集期間	・平成 年 月 日～ 月 日（ヶ月間）	その他	・1人につき1点のみの応募
選定小委員会の設置	設 置 す る																				
募集要項等の制定	制 定 す る																				
周知方法	・協議会だより ・広報 ・ホームページ																				
応募方法	・応募用紙 ・官製はがき ・電子メール ・ファックス																				
応募資格	・3町の居住者・3町の出身者・対象は小学生以上																				
応募の記載内容	・新市の名称・提案理由・住所・氏名・年齢・性別・電話番号・3町の出身者は出身地の町名																				
応募基準	全国の市町村名に無い名称 3町の名称使用について （案1）3町の名称は使用しない （案2）組合せでは使用できる〔1字・2字・3字〕 （案3）3町の名称は使用できる 地理的にイメージできる名称 特徴を表す名称 歴史・文化にちなんだ名称 合併を記念した名称 その他新市としてふさわしい名称																				
懸賞	・名付け親賞1人（5万円相当） ・その他の賞 数人（図書券等）																				
募集期間	・平成 年 月 日～ 月 日（ヶ月間）																				
その他	・1人につき1点のみの応募																				



(趣旨)

第1条 この要項は、天王町、昭和町、飯田川町(以下「3町」という。)が合併した後の新市の名称を広く公募することにより、3町の合併に対する住民の関心を高め、住民参加のまちづくりを一層推進することを目的とする。

(公募の方法)

第2条 応募資格、応募方法等については、次のとおりとする。

(1) 応募資格

3町の居住者又は出身者で小学生以上の者とする。

(2) 応募方法

応募は次に掲げる方法のいずれかで、1人につき1点のみの応募とする。

応募用紙

官製はがき

電子メール

ファックス

(3) 応募の記載内容

新市の名称(ふりがな) 提案理由 住所 氏名 年齢 性別 電話番号

3町の出身者は出身地の町名

新市名には、漢字、ひらがな、カタカナのみを使用することとし、漢字の場合は、「ふりがな」を振ることを明記する。

(4) 応募基準

全国の市町村名に無い名称

〔案1〕3町の名称は使用しないこと

〔案2〕3町の名称は組合せでは(1字・2字・3字)まで使用できる

〔案3〕3町の名称は使用できる

地理的にイメージできる名称

特徴を表す名称

歴史・文化にちなんだ名称

合併を記念した名称

その他新市としてふさわしい名称

(5) 応募期間

募集期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(周知方法及び結果の公表)

第3条 名称応募の条件、方法及び結果の公表については、合併協議会ホームページ、合併協議会だより、3町の広報等により周知する。

(選定手順)

第4条 新市の名称は、次のとおり選定するものとする。

「新市名称候補選定小委員会」において、審査基準を定め、たうえで応募作品を10作品の候補に絞り込む。

合併協議会において10作品の中から新市の名称を決定する。

(名称の帰属)

第5条 採用された名称に関する一切の権利は、天王町、昭和町、飯田川町に帰属するものとする。

(記念品贈呈)

第6条 記念品の贈呈対象者等については次のとおりとする。

贈呈対象者

賞品の贈呈対象者は、新市の名称として採用された名前を応募した者とする。

なお、該当する者が複数の場合は、抽選により決定するものとする。

賞品

・名付け親賞1人(5万円相当) ・その他の賞 10人(図書券等)

(その他)

第7条 この要項に定めない事項については、会長が別に定める。

## 新市名称候補選定小委員会設置要領（案）

### （趣旨）

第1条 この要領は、新市名称候補選定小委員会（以下「小委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### （所掌事務）

第2条 小委員会は、次の各号に掲げる事項について、協議又は調整するものとする。

- （1）天王町、昭和町、飯田川町が合併した場合における新市の名称の候補の選定
- （2）新市の名称の選定基準に関する事。
- （3）その他新市の名称に関し必要な事項

### （組織）

第3条 小委員会は、3町の長が定めた学識経験を有する者各2名をもって組織する。

### （役員）

第4条 小委員会に次の役員を置く。

- （1）委員長 1名
  - （2）副委員長 1名
- 2 役員は、委員の互選により選出する。

### （役員の職務）

第5条 委員長は、小委員会を代表し、会を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 会議は、委員長が招集するものとする。

- 2 委員長は、会議の議長となる。

### （報告）

第7条 委員長は、小委員会の協議又は調整の経過及び結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

### （庶務）

第8条 小委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

### （委任）

第9条 この要領に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要領は、平成15年 月 日から施行する。（協議会での確認日から施行する）

**協議第10号** 《継続協議》

新市の事務所の位置について（合併時の事務所の位置の確認）

合併時の事務所の位置について、次のとおり提案する。

平成15年9月25日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会  
会長 石川 光 男

新市の事務所の位置は、合併時は南秋田郡  町  字  番地とする。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 4

協議事項	新市の事務所の位置について（合併時の事務所の位置の確認）	関係項目	
調整の内容	新市の事務所の位置は、合併時は南秋田郡 <input type="text"/> 町 <input type="text"/> 字 <input type="text"/> 番地とする。		

新市の事務所の位置（合併時の事務所の位置の確認） 説明資料			
現況			
天王町	昭和町	飯田川町	
天王町役場 ・住所 天王町天王字上江川47-100	昭和町役場 ・住所 昭和町大久保字堤の上1-3	飯田川町役場 ・住所 飯田川町下虻川字八ツ口70	
・施設規模 本庁舎（鉄筋コンクリート造2階建） 敷地面積 1,478.5 m <sup>2</sup> 延床面積 1,080 m <sup>2</sup> 第2庁舎 敷地面積 831.85 m <sup>2</sup> 延床面積 292 m <sup>2</sup> 追分出張所 敷地面積 2,605.42 m <sup>2</sup> 延床面積 991 m <sup>2</sup>	・施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造2階建 敷地面積 13,390 m <sup>2</sup> 延床面積 3,643.94 m <sup>2</sup>	・施設規模 鉄筋コンクリート造2階建 敷地面積 6,500 m <sup>2</sup> 延床面積 1,996.16 m <sup>2</sup>	
・竣工 本庁舎 昭和40年 建設費 32百万円 第2庁舎 平成8年 改修費 6百万円 （旧職員会館建設年度 昭和48年建設費15百万円） 追分出張所 平成8年 改修費 1百万円 （勤労青少年ホーム建設年度昭和60年建設費 155百万円）	・竣工 平成8年 建設費 1,313百万円	・竣工 昭和58年 建設費 483百万円	
・庁舎建設基金 332,655千円（14年度末）	・庁舎建設基金 なし	・庁舎建設基金 なし	
・職員数 条例定数180人 実数165人	・職員数 条例定数117人 実数98人	・職員数 条例定数77人 実数71人	
・庁舎内職員数 本庁舎57人 第2庁舎26人 追分出張所2人 合計 85人	・庁舎内職員数 73人	・庁舎内職員数 42人	

**協議第11号** 《継続協議》

財産の取扱いについて（財産及び債務の取扱い）

財産及び債務の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年8月27日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会  
会長 石川 光男

3町の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐものとする。  
ただし、基金については3町それぞれの持ち分とし、地域振興の事業推進に支消するものとする。

平成 年 月 日確認

## 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 5

協議事項	財産の取扱い(財産及び債務の取扱い)	関係項目	
調整内容	3町の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐものとする。 ただし、基金については3町それぞれの持ち分とし、地域振興の事業推進に支消するものとする。		

### 参考資料

この資料は、平成14年度の決算数字であり、この数値どおり新市に引き継がれるものではありません。

現 況 (総括表)			
天王町	昭和町	飯田川町	
1. 財産	1. 財産	1. 財産	
(1) 公有財産	(1) 公有財産	(1) 公有財産	
土地	土地	土地	347,935.00m <sup>2</sup>
建物	建物	建物	24,174.00m <sup>2</sup>
動産	動産	動産	なし
有価証券	有価証券	有価証券	2,200千円
出資による権利	出資による権利	出資による権利	12,108千円
(2) 物品(車両)	(2) 物品(車両)	(2) 物品(車両)	22台
(3) 債権	(3) 債権	(3) 債権	2,901千円
(4) 基金	(4) 基金	(4) 基金	482,540千円
(5) 土地開発基金	(5) 土地開発基金(土地含)	(5) 土地開発基金	59,245千円
2. 債務	2. 債務	2. 債務	
(1) 地方債現在高	(1) 地方債現在高	(1) 地方債現在高	4,894,209千円
(2) 債務負担行為	(2) 債務負担行為	(2) 債務負担行為	374,337千円

**協議第15号**

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年11月28日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会  
会長 石川 光 男

1. 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成 年 月 日まで引き続き新市の議会議員として在任する。
2. 新市の議会議員の定数は、 人とする。

平成 年 月 日確認



## 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 6

協議事項	議会議員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整内容	1. 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成 年 月 日まで引き続き新市の議会議員として在任する。 2. 新市の議会議員の定数は、 人とする。		

現 況			具体的な調整方法
天王町	昭和町	飯田川町	
定数 20人  任期満了日 平成19年2月15日	定数 18人  任期満了日 平成17年9月29日	定数 16人  任期満了日 平成18年10月29日	1 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成 年 月 日まで引き続き新市の議会議員として在任する。 2 新市の議会議員の定数は、 人とする。

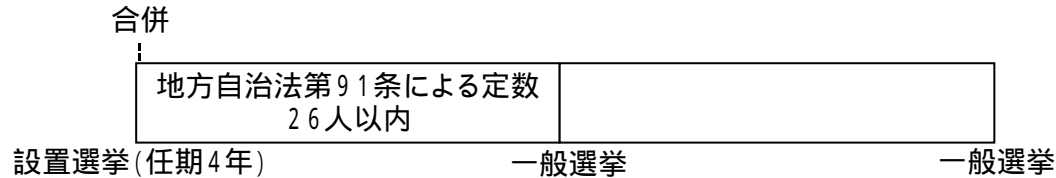
## 議会の定数特例・在任特例について(新設合併)

### 1 天王町、昭和町及び飯田川町の現状等

	法定 議員定数	各町条例 議員定数	定数特例	在任特例	(単位:人)	
					人口 (平12国調)	任期
天王町	26	20	26 × 2	20	21,687	H19.2.15
昭和町	18	18		18	8,997	H17.9.29
飯田川町	18	16		16	5,027	H18.10.29
計	62	54	52	54	35,711	

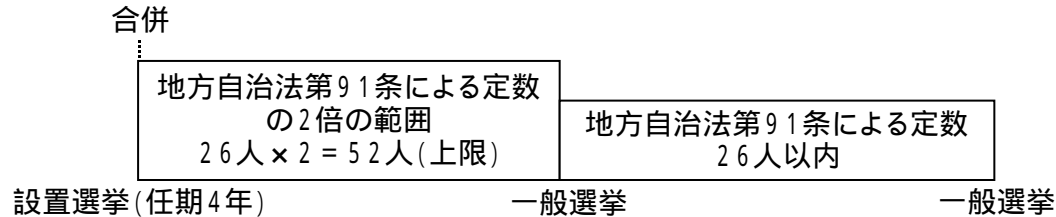
### 2 原則(特例措置の適用なし)

合併前の市町村の議員はすべて身分を失い、合併後50日以内に新たな議員の設置選挙を行う。



### 3 定数特例(特例法第6条第1項の適用)

合併する市町村が協議を行い、法定定数の2倍以内で議員定数を設定し、合併後50日以内に設置選挙を行う。



### 4 在任特例(特例法第7条第1項第1号の適用)

合併する市町村が協議を行い、合併前の市町村の議員全員が合併後2年以内の期間引き続き在任する。



**参 考 資 料**

**県内合併協議会 議会議員の任期の取扱い**

協議会で協議中

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況	
本荘由利一市七町合併協議会	8市町	在任	平成17年10月31日	30人(法定数)

人口 92,843人 (法定数)30人

	現在の議員定数	任期満了日
本荘市	24人	平成19年 4月29日
矢島町	16人	平成19年 4月29日
岩城町	16人	平成16年 7月27日
由利町	16人(14人)	平成15年12月 7日
大内町	18人(16人)	平成17年 9月29日
東由利町	14人	平成16年 7月22日
西目町	14人	平成19年 4月30日
鳥海町	16人	平成16年 3月30日
計	134人(130人)	

H15.1.1選挙から14人  
H15.1.1選挙から16人

小委員会での検討結果を協議会に報告

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況	
田沢湖・角館・西木合併協議会	3町村	在任	平成17年10月31日	24人

人口 33,565人 (法定数)26人

	現在の議員定数	任期満了日
田沢湖町	20人	平成17年 9月29日
角館町	20人	平成16年 3月30日
西木村	16人	平成17年 9月29日
計	56人	

協議第16号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年11月28日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会  
会長 石川 光 男

1. 新市に1つの農業委員会を置き、3町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
2. 新市の選挙による委員の定数は、 人とする。また農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による選任による委員の定数は、 人とする。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 7

協議事項	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて	関係項目
調整の内容	<p>1. 新市に1つの農業委員会を置き、3町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>2. 新市の選挙による委員の定数は、 人とする。また農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による選任による委員の定数は、 人とする。</p>	

	天王町	昭和町	飯田川町
現在の農業委員会委員の数及び任期	* 総数 17人	* 総数 15人	* 総数 15人
	選挙による委員 10人(定数10人)	選挙による委員 11人(定数11人)	選挙による委員 11人(定数12人)
	選任による委員 7人	選任による委員 4人	選任による委員 4人
	・農業協同組合推薦 1人	・農業協同組合推薦 1人	・農業協同組合推薦 1人
	・農業共済組合推薦 1人	・農業共済組合推薦 1人	・農業共済組合推薦 1人
	・町議会推薦 5人	・町議会推薦 2人	・町議会推薦 2人
	* 任期満了日 平成17年7月19日	* 任期満了日 平成17年7月19日	* 任期満了日 平成17年7月19日
農地面積 (ha) 1,499	農地面積 (ha) 977	農地面積 (ha) 648	
農家数 (戸) 726 (平成12年2月1日現在農林業センサス)	農家数 (戸) 766 (平成12年2月1日現在農林業センサス)	農家数 (戸) 362 (平成12年2月1日現在農林業センサス)	

区 分		選任方法等	定 数	任 期	根 拠 法 令
新市に1つの委員会を置く場合	原 則	新たに選挙する	条例で定める数	3年	農業委員会等に関する法律第3条、第7条及び第15条の各第1項
	特 例	右記の定数を超えるときは、合併関係市町村の選挙による委員で互選する	協議により80を超えず10を下らない数	合併後1年を超えない範囲で合併関係市町村の協議で定める期間	農業委員会等に関する法律第3条、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項、第2項

在任特例の場合

【参考】合併後の農業委員会の委員

選挙による委員 《32人》

\*現在の3町の農業委員が、合併の日から1年を超えない範囲で引き続き在任する。  
「市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号」

天王町 10人  
昭和町 11人  
飯田川町 11人

選任による委員 《8人以内》

\*現在の委員は合併前日に失職し、新たに選任する。  
「農業委員会等に関する法律第12条第1項」

農業協同組合が推薦した理事 2人  
農業共済組合が推薦した理事 1人  
市議会が推薦した学識経験者 5人以内

参 考 資 料

県内合併協議会 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

協議会で確認済

農業委員会選挙人名簿数 34,857人(平成14年3月31日)

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況	
大曲仙北合併協議会	8市町村	在任	平成17年7月19日	40・30人

2つの農業委員会 旧市町村ごとに選挙区を設ける

大曲市・中仙町・仙北町・太田町 40人 + (7)

神岡町・西仙北町・協和町・南外村 30人 + (7)

選挙による人数 + 選任委員

	委員定数合計	選挙による委員	議会推薦	農協・共済推薦	任期満了日
大曲市	22人	17人	3人	2人	平成17年7月19日
神岡町	15人	10人	3人	2人	平成17年7月19日
西仙北町	16人	13人	1人	2人	平成17年7月19日
中仙町	20人	14人	4人	2人	平成17年7月19日
協和町	15人	12人	1人	2人	平成17年7月19日
南外村	14人	10人	2人	2人	平成17年7月19日
仙北町	17人	12人	3人	2人	平成17年7月19日
太田町	18人	12人	4人	2人	平成17年7月19日
計		100人			

小委員会での検討結果を報告

農業委員会選挙人名簿数 7,411人(平成14年3月31日)

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況	
田沢湖・角館・西木合併協議会	3町村	在任	平成17年7月19日	20人 選挙による委員

	委員定数合計	選挙による委員	議会推薦	農協・共済推薦	任期満了日
田沢湖町	19人	14人	3人	2人	平成17年7月19日
角館町	16人	11人	3人	2人	平成17年7月19日
西木村	15人	10人	3人	2人	平成17年7月19日
計		35人			

**協議第26号**

使用料、手数料等の取扱いについて（使用料等の取扱い）

使用料等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年11月28日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会  
会長 石川 光 男

- 1．施設の使用料等については、施設内容及び建設年度が異なり、また、その使用料が地域に定着していることを考慮し、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設等の使用料については、可能な限り統一に努めるものとする。
- 2．行政財産及び普通財産使用料については、合併時に統一する。

平成 年 月 日確認



# 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 14

協議事項	使用料、手数料等の取扱いについて(使用料等の取扱い)	関係項目	
調整内容	1. 施設の使用料等については、施設の内容及び建設年度が異なり、また、その使用料が地域に定着していることを考慮し、原則として現行のとおりとする。 ただし、同一又は類似する施設等の使用料については、可能な限り統一に努めるものとする。 2. 行政財産及び普通財産使用料については、合併時に統一する。		

現 況			具体的な調整方法
天王町	昭和町	飯田川町	
1. 公共施設等の使用料・入場料 部屋ごとに料金設定している施設 ・天王町勤労青少年ホーム      500円～1,800円 ・天王町公民館                      130円～880円  時間ごとに料金設定している施設 (1時間ごと) ・湖岸、一向球場                      無料～5400円  (2時間ごと) ・追分地区公園(野球場及び多目的広場)      200円～6,000円 ・鞍掛沼公園(多目的広場)              200円～6,000円  ・天王町庭球場                          20円～1000円 ・追分地区公園(テニスコート)              50円～400円 ・緑の健康広場(テニスコート)              無料	1. 公共施設等の使用料・入場料 部屋ごとに料金設定している施設  時間ごとに料金設定している施設 (1時間ごと) ・元木山野球場                          110円～3,150円 ・町民交流センター                      200円～2,000円 ・八郎まつり伝承館                      300円～1,600円 ・野村地区多目的研修集会センター      150円～650円 ・農村環境改善センター                  150円～2,200円 ・多目的運動広場                          150円～250円 ・新関集落構造改善センター              150円～1,100円 ・地域農業総合管理施設                  350円～650円 ・郷土文化保存伝習館                      800円～1,300円 ・元木山陸上競技場                      110円～530円  ・元木山公園(テニスコート)              無料	1. 公共施設等の使用料・入場料 部屋ごとに料金設定している施設  時間ごとに料金設定している施設 (1時間ごと) ・町営グラウンド                          100円～400円  (4時間ごと) ・農村環境改善センター                  250円～2,500円	



## 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

現 況			具体的な調整方法
天王町	昭和町	飯田川町	
<p>5. 行政財産・普通財産使用料</p> <p>土地 (使用面積1㎡につき1年) 公有財産台帳価格 × 2.5 / 100 (固定資産評価額)</p> <p>建物 (使用面積1㎡につき1年) 公有財産台帳価格 × 4 / 100</p>	<p>5. 行政財産・普通財産使用料</p> <p>土地 (使用面積1㎡につき1年) ・営利を目的の場合 公有財産台帳価格 × 7.2 % ・その他の場合 公有財産台帳価格 × 5.4 %</p> <p>建物 (使用面積1㎡につき1年) ・営利を目的の場合 公有財産台帳価格 × 7.2 % ・その他の場合 公有財産台帳価格 × 5.4 %</p>	<p>5. 行政財産・普通財産使用料</p> <p>土地 (使用面積1㎡につき1年) 1㎡当たりの固定資産評価額 × 2 / 100</p> <p>建物 (使用面積1㎡につき1年) ・木造 1㎡当たり 265円 ・非木造 1㎡当たり 710円</p>	<p>天王町の例による。</p> <p>天王町の例による。</p>

## 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

現 況			具体的な調整方法
天王町	昭和町	飯田川町	
6. 天王町ふれあい交流センター - 一般 400円 入湯料 子 供 200円  大広間利用料 一般 200円 子 供 100円 個室利用料 300円～3,000円 大広間利用料 6,000円～18,000円 (貸し切り)	6. プラザの湯使用料 一般 300円 小学生 200円	6. 保健福祉センター - 一般 300円 入浴料 小学生 150円	
7. 漁港使用料 2,400円～9,000円(年) (船の長さ1mにつき)			
		8. 有線放送使用料 月 額 1,100円 1 度数 5円	
9. 保育料	9. 保育料	9. 保育料・幼稚園使用料	「保育事業」の取扱いで別に協議する。
10. 町営住宅手数料	10. 町営住宅手数料	10. 町営住宅手数料	「建設関係事業」の取扱いで別に協議する。
11. 道路占用料	11. 道路占用料	11. 道路占用料	
12. 上下水道使用料	12. 上下水道使用料	12. 上下水道使用料	「上下水道事業」の取扱いで別に協議する。
13. 農業集落排水使用料	13. 農業集落排水使用料	13. 農業集落排水使用料	

協議第27号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年11月28日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会  
会長 石川 光 男

1. 市章については、新市において定める。
2. 市の木、花、鳥、魚については、新市において制定を検討する。
3. 市歌、市民憲章及び各種宣言については、新市において制定を検討する。
4. 表章制度については、新市において定める。ただし、名誉町民、町特別功労者、町功労者は、新市に引き継ぐものとする。

平成 年 月 日確認

## 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 18

協議事項	慣行の取扱い	関係項目	
調整内容	1. 市章については、新市において定める。 2. 市の木、花、鳥、魚については、新市において制定を検討する。 3. 市歌、市民憲章及び各種宣言については、新市において制定を検討する。 4. 表彰制度については、新市において定める。ただし、名誉町民、町特別功労者、町功労者は、新市に引き継ぐものとする。		

現 況			具体的な調整方法
天王町	昭和町	飯田川町	
町章  昭和36年10月1日 制定	町章  昭和39年6月6日 制定	町章  昭和35年11月5日 制定	市章については、新市において定める。
町の木 「黒松」 平成3年制定	町の木 「槻(ツキ)」 昭和39年制定	町の木 「梅」 昭和43年制定	新市において制定を検討する。
町の花 「はまなす」 平成3年制定	町の花 「バラ(セイヨウバラ)」 昭和39年制定	町の花 「うめ」 平成7年制定	新市において制定を検討する。
町の鳥 「キジ」 平成3年制定	町の鳥	町の鳥 「鷺」 平成7年制定	新市において制定を検討する。
町の魚	町の魚	町の魚 「フナ」 平成7年制定	新市において制定を検討する。

## 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

現 況			具体的な調整方法
天王町	昭和町	飯田川町	
<p>町歌</p> <p style="text-align: center;">「天王町町民歌」 (昭和41年11月3日制定)</p>	<p>町歌</p> <p style="text-align: center;">「昭和町町民歌」 (昭和39年6月6日制定)</p>	<p>町歌</p> <p style="text-align: center;">「飯田川町町民歌」 (昭和35年11月5日制定)</p>	<p>新市において制定を検討する。</p>
<p>町民憲章</p> <p>平成3年11月3日制定 町制施行40周年を記念して制定</p> <p>町が基調としている水・緑・心・夢・豊等を文面に入れることを基本として、誰にでも覚えやすい親しみのある言葉と広く意味がとれる表現を公募により「町民憲章策定委員会」が審査し決定。</p> <p style="text-align: center;">「水 清く 緑 うるわし 心 ふれあい 夢 ひろがる 豊けき ふるさと」</p>	<p>町民憲章</p> <p>昭和51年11月7日制定 町制施行20周年を記念して制定</p> <p>わたくしたちは、うるわしい自然と輝かしい歴史をもつ昭和町民です。この誇りを自覚し、いつまでも発展しつづける町づくりのために、つぎの5つの町民憲章を守りましょう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 環境をととのえ、 住みよい町をつくりましょう。</li> <li>2. 教養を高め、 文化の町をつくりましょう。</li> <li>3. きまりをまもり、 健康で明るい町をつくりましょう。</li> <li>4. たがいに助けあい あたたかい町をつくりましょう。</li> <li>5. 仕事にはげみ、 豊かな町をつくりましょう。</li> </ol>	<p>町民憲章</p> <p>昭和50年11月2日制定 町制施行40周年を記念して制定</p> <p>私たちは、伸びゆく飯田川町の町民であることに誇りと責任をもち次の5つの憲章をかがけてりっぱな町づくりにはげみます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一、健康で明るい町をつくりましょう。</li> <li>一、教育を大切にし文化の町をつくりましょう。</li> <li>一、環境をととのえ住みよい町をつくりましょう。</li> <li>一、互いに助け合いしあわせな町をつくりましょう。</li> <li>一、仕事にはげみ豊かな町をつくりましょう。</li> </ol>	<p>新市において制定を検討する。</p>
<p>宣言</p> <p>非核・平和宣言の町 暴力追放宣言の町</p>	<p>宣言</p> <p>非核・平和宣言の町</p>	<p>宣言</p> <p>交通安全の町宣言 公明選挙都市宣言 献血都市宣言 非核平和飯田川町宣言 飲酒運転撲滅及びシ - トベルト着用の宣言</p>	<p>新市において制定を検討する。</p>

## 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

現 況			具体的な調整方法
天王町	昭和町	飯田川町	
<p>表彰</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・天王町表彰条例(昭和44年 9月24日)</li> <li>・天王町表彰規則(昭和44年 9月30日)</li> </ul> <p>名誉町民        2名(現存者 0名)</p> <p>町功労者        95名(現存者32名)</p>	<p>表彰</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和町表彰条例(昭和43年 9月30日)</li> <li>・昭和町表彰規則(昭和43年 9月30日)</li> <li>・昭和町表彰内規(昭和55年 9月 1日)</li> </ul> <p>名誉町民        0名(現存者 0名)</p> <p>町特別功労者   14名(現存者 5名)</p> <p>町功労者        280名(現存者 248名)</p>	<p>表彰</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飯田川町表彰条例(昭和40年 4月 1日)</li> <li>・飯田川町表彰規則(昭和40年 4月 1日)</li> </ul> <p>名誉町民        0名(現存者 0名)</p> <p>町特別功労者   5名(現存者 0名)</p> <p>町功労者        206名(現存者 116名)</p>	<p>新市において定める。 ただし、名誉町民、町特別功労者、 町功労者は新市に引き継ぐも のとする。</p>



協議第28号

広報広聴関係事業の取扱いについて

広報広聴関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年11月28日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会  
会長 石川 光 男

1. 新市において、広報紙を毎月1日と15日に発行する。
2. 新市において、ホームページを開設する。
3. 新市において、市勢要覧を発行する。
4. 新市において、行政懇談会を設けるなど、住民の行政に対する意見・要望等の広聴に十分配慮する。

平成 年 月 日確認

## 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 24 - 3

協議事項	広報広聴関係事業の取扱い	関係項目	
調整内容	1. 新市において、広報紙を毎月1日と15日に発行する。 2. 新市において、ホームページを開設する。 3. 新市において、市勢要覧を発行する。 4. 新市において、行政懇談会を設けるなど、住民の行政に対する意見・要望等の広聴に十分配慮する。		

現 況				具体的な調整方法
事務事業名	天王町	昭和町	飯田川町	
広報紙の発行	広報「てんのう」 毎月1日発行 8,350部 (お知らせ版含む)	広報「しょうわ」 毎月1日発行 3,000部	広報「いいたがわ」 毎月1日発行 2,000部	新市において毎月1日と15日に発行する。
ホームページの公開	平成12年6月開設	平成14年5月開設	平成13年12月開設	新市において開設する。
町勢要覧	・本編 平成13年11月3日発行 (町制施行50周年) 8,500部 ・資料編 平成13年11月3日発行 (町制施行50周年) 8,500部	・本編(写真集) 平成8年12月6日発行 (新昭和町発足40周年) 4,000部 ・資料編 平成8年12月6日発行 (新昭和町発足40周年) 4,000部	・本編 平成14年4月1日発行 3,000部 ・資料編 平成14年4月1日発行 3,000部	新市において発行する。

## 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	天王町	昭和町	飯田川町	
行政懇談会	地域の要望を受けて、随時開催 「まちづくり懇談会ふれあいとく」	中央地区、西部地区、南部地区、 豊川地区の4コミュニティ単位で 2年に1回「移動町民室」を開催。 要望があれば随時開催。	下虻川地区、和田妹川・金山地区 、飯塚地区の3地区で開催。 事前に地区別町内会長連絡会議を 行い、要望等を取りまとめる。	新市において開催する。
町政モニタ-	町民20人を委嘱し、町に対する提言を いただき町政運営に反映する。 会議年1回開催			新市において調整する。
町長面会日	毎月1回、面会日を設け、町民と町長が 直接懇談し、町政に町民の声を反映さ せる。			新市において調整する。

町名、字名の決定までのスケジュールについて

町名、字名の決定までのスケジュール（具体的な手続き）

## 第6回合併協議会

調整案 平成15年11月14日 確認

字の名称及び区域は原則として従前のとおりとし、大字名については合併前において現町で調整する。

第 回合併協議会 【新市の名称を確認】

各町で大字名の調整 【各町で議会議員や町民の意見を参考に調整】

第 回合併協議会 【各町で調整された内容をもとに大字名を確認】

協定項目（53項目）が確認され次第

合併協定書の調印

各町で合併議決（廃置分合）

市長職務執行者が合併日に大字名を専決処分 【合併協定書の内容】

知事に届出 【合併日に知事に届け出、同日付で知事が告示を行う。】

大字を変更しない場合は専決処分や知事への届出不要

新市の初議会 【専決処分の承認】

## 次回開催日について

### 第8回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会開催日

開催日 平成15年12月19日(金) 午後2時～

開催場所 天王町 福祉センター

### 第9回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会開催日

開催日 平成16年 1月23日(金) 午後2時～

開催場所 飯田川町役場 正庁

### 第10回協議会以降の開催予定

回数	開催期日	時間	場所	備考
第10回	2月13日	午後2時	昭和町農村環境改善センター	
第11回	2月27日	午後2時	天王町福祉センター	
第12回	3月26日	午後2時	飯田川町役場 正庁	

なお、原則毎月第4金曜日とし、協議事項が多数想定される時期については月2回となります。  
また、都合により日程や開催場所を変更する場合は、随時連絡いたします。